

鈴鹿工業高等専門学校における授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目の履修、単位の修得及び課程修了の認定は、この規則の定めるところによる。

(授業科目の履修・単位の修得の特例)

第2条 第4学年及び第5学年の学生は、別に定めるところにより、他学科の授業科目を履修し単位を修得することができる。

第3条 第5学年の学生は、当該学科の開設する第4学年の授業科目中履修しなかった科目又は修得できなかった科目を5単位まで修得することができる。

(大学等における学修申請等)

第4条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第29条の規定のうち、大学の学修を本校における授業科目の履修とみなし、単位の認定を受けようとする者は、大学の授業を履修する前に別に定める大学における学修申請書を学科長の同意を得た上で、学生課教務係に提出し、教務主事の了解を得なければならない。単位修得後は別に定める大学における学修単位認定申請書を同係に提出しなければならない。

2 前項における学修単位認定申請については、教務委員会で審議するものとする。ただし、当該学科において同一内容の授業科目が開講されている場合については、申請した学修単位は認められないこともある。

(学業成績の評価)

第4条の2 学業成績の評価については、別に定める評価基準によるものとする。

(単位の修得)

第5条 履修した授業科目の単位の修得は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 履修した授業科目の評価が60点以上であること。
- (2) 履修した授業科目の欠席時数が授業時数の5分の1を超えないこと。

(課程修了)

第6条 課程修了は、次の各号に該当するものについて認定する。

- (1) 教育課程に定める学年の授業科目につき所定の単位を修得していること。
- (2) 次表に掲げる学年に対応した単位数を修得していること。

学年	修 得 単 位 数
1	必修科目の全単位
2	必修科目の全単位

3	必修科目の全単位
4	第1学年から第4学年の必修科目の全単位、選択必修科目の所定の単位及び選択科目の単位の合計が134単位以上
5	第1学年から第5学年の必修科目の全単位、選択必修科目の所定の単位及び選択科目の単位の合計が167単位以上 (専門科目82単位以上を含む。)

(3) 特別活動の履修状況が良好であること。

(課程修了の認定)

第7条 前条の認定は、専任の授業担当教員で構成する修了認定会議の意見を聞いて、校長が行う。

第8条 前条により当該学年の課程の修了を認定された者は、進級又は卒業ができるものとする。

2 当該学年の課程の修了を認定されない者は原学年に留まり、第1学年から第3学年(当該年度末に退学を申し出た場合を除く。)は当該学年の定められた修得単位数(第3学年は前年度に学業成績「優」の評価を得た単位を除く)、第4学年及び第5学年に留められた者は当該学年の定められた修得単位数のうち修得できなかった単位を修得するものとする。この場合において、第4学年に留められた者は第5学年の単位(選択科目及び選択必修科目に限る。)を修得できるものとし、第5学年に留められた者は卒業研究については再度修得するものとする。

3 原学年に留められた者が、当該学年の課程修了を再度認定されないときは、学則第15条第1項の規定により、在学することができない。

(追認試験)

第9条 追認試験は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 追認試験の結果によって課程修了の認定ができること。
 - (2) 履修した授業科目のうち、第5条に掲げる要件の第2号を満たすこと。ただし、実技、作品、報告書及び論文等により学業成績を評価する授業科目については、含めないものとする。
 - (3) 第1学年から第3学年にあっては2科目又は4単位を超えないこととし、第4学年及び第5学年にあっては4単位を超えないこととする。
- 2 追認試験の結果により、当該科目の単位を認定することができる。
- 3 その他追認試験に関する事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項は、平成30年4月1日から適用する。

学業成績評価基準

(趣旨)

第1条 授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則第4条の2の規定に基づき、学業成績については、この基準によって評価する。

(原則)

第2条 学業成績は、試験の結果又は課題・レポート等の結果に基づき評価する。

(試験)

第3条 本校教育の成果をはかり、適正な授業運営の資料とし、あわせて学生の学習効果を確認、その指導に資するため試験を行う。

- 2 学生は、試験を受けなければならない。
- 3 試験は、平常の試験、中間試験及び定期試験とする。

(平常の試験)

第4条 授業担当教員は、当該科目について随時に、適宜の方法で試験（平常の試験という。）を行うことができる。

(中間試験)

第4条の2 中間試験は、前期後期それぞれの間中に校長が一定の期日を定めて、原則として全校一斉に行う。ただし、授業担当教員は教科の性質又は授業の進度等によって、これを行わないことができる。

- 2 中間試験の期日・時間割等は2週間前に告示する。

(定期試験)

第5条 定期試験は、各学期末に校長が期日を定めて、原則として全校一斉に行う。

- 2 定期試験は、筆答試験によることを通例とする。ただし、授業科目の特質により実技を課し、又は作品・報告書等の提出をもって筆答試験にかえることができる。
- 3 授業担当教員は、前項のほか授業上必要と認めるときは報告書・論文等の提出をもって筆答試験にかえることができる。
- 4 授業担当教員は、第2項ただし書及び第3項により筆答試験によらないで定期試験を行うときは、あらかじめ校長の承認を得なければならない。
- 5 定期試験の期日・時間割等は2週間前に告示する。

(定期試験を受けられない場合の取扱い)

第6条 病気その他の理由によって定期試験を受けることができない者は、あらかじめ事由を付して(病気による場合は、医師の診断書を添付すること)校長に届出なければならない。

- 2 前項の者に対しては、校長の定めるところにより追試験を行うものとする。

(再試験)

第6条の2 定期試験及び中間試験の評価で60点に達していない授業科目については、再試験を行うことができる。

2 再試験における試験科目の点数については、60点を上限とする。

3 不正行為者の当該試験における全ての科目の再試験は行わない。

(不正行為の取扱い)

第7条 第3条第3項、第6条第2項及び第6条の2第1項に規定する試験において、不当な方法により当該試験の有効性を損なう行為（以下「不正行為」という。）が発覚した場合は、次の各号において定めるいずれかの取扱いによるものとする。

一 中間試験、定期試験、追試験及び再試験において、不正行為が発覚した場合は、当該試験期間中に試験を実施した全科目の点数は0点とする。また、試験期間中に発覚した場合は、当該科目以降に実施する試験科目の受験は許可しない。

二 平常の試験において、不正行為が発覚した場合は、当該科目の平常の試験における当該期の評価を0点とする。

三 筆答試験以外の方法で行われる定期試験において、不正行為が発覚した場合は、当該科目の点数を0点とする。

(学業成績の評価及び報告)

第8条 授業担当教員は、定期試験終了後速やかに担当科目について当該学期間の成績を評価し、校長に報告するものとする。ただし、前期後期を通じて授業を行う科目については学年末においては、一年間の成績を評価してこれを報告するものとする。

2 前期又は後期のみ授業を行う科目については、当該学期の成績をもって学年の成績とする。

(評価等)

第9条 中間試験を実施した授業担当教員は、試験終了後速やかに担当教科について各学期の初めから中間試験までの間の成績を評価し、校長に報告するものとする。

第10条 第8条及び前条の評価は、定期試験等の成績を基に評価するものとする。ただし、低学年（第1・2学年）については、平常の授業に対する取組姿勢を加味することもある。

2 前項の取組姿勢を加味する場合にあっては、シラバスに明記しなければならない。

3 評価は、100点法によってこれを表す。

第11条 (削除)

(学業成績の記録)

第12条 学業成績は、点数に次の評語を付して学籍簿に記載する。ただし、「不可」については、この限りでない。

評語	学業成績の点数
優	100点－80点
良	79点－65点

可 64点-60点

不可 59点以下

(学業成績の利用)

第13条 学業成績は、各学期及び一年間の評価確定後速やかに学生及び保護者に通知する。ただし、学年末においては全学年の成績のみを通知するものとする。

2 前項の規定による通知のほか、学級担任が学生指導上必要があると認めるときは、学生に対して点数を内示することができる。

3 就職、進学、その他学生の身分上のことで学業成績を報告し、又は証明書を発行する場合は、評語によることとし、各学年末の成績のみについて、これを行う。

附 記

この基準は、平成25年12月1日から実施する。